

1. 重要な会計方針

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時においては有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額1円としています。開始後は原則として取得原価としています。

有価証券等の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・取得原価

②出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。この「著しく低下したとき」は、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合に該当するものとしています。

有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）・・・定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物 15年～50年

イ 工作物 10年～75年

ウ 物品 2年～20年

②無形固定資産・・・定額法

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

②賞与引当金

翌年度6月支給の期末手当及び勤勉手当、法定福利費相当額の見込額について、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち町へ按分される額を加算した額を控除した額とします。

④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としています。

②物品およびソフトウェアの計上基準

取得価額が原則50万円以上の場合に資産として計上しています。

2. 重要な会計方針の変更等

平成28年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しています。

「総務省方式改訂モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更しています。

3. 重要な後発事象

該当はありません。

4. 偶発債務

該当はありません。

5. 追加情報

一般会計等の対象会計は次のとおりです。

一般会計

地方自治法第235条の5の規定により、出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

各項目の金額を表示単位未満の金額で四捨五入しているため、合計金額等が一致しない場合があります。